

警察職員の証人出廷に関する事務処理要領について（例規）

〔最終改正 平成31. 4. 19 例規務第15号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、警察職員が取り扱った各種事件に関して、証人として出廷する場合の手続等の必要な事項を定めたもので、昭和48年6月1日から実施しています。